

現行の被保険者証は令和6年 12月2日に廃止となります

■被保険者証廃止（改正）の要旨

Q1 なぜ廃止し、マイナンバーカードと一体化するのですか？

A1 マイナンバーカードと被保険者証を一体化することで、様々なメリットがあるためです。くわしくは、P18をご覧ください。

Q2 一体化後、被保険者証の代わりとなるものは交付されますか？

A2 皆様の状況に応じて「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

対象の方	交付するもの
マイナ保険証 ^{※1} をお持ちの方	資格情報のお知らせ ^{※2} (マイナンバーカードに対応 できていない医療機関を受 診する際に使用します)
マイナンバーカードまたは マイナ保険証 ^{※1} をお持ちでない方	資格確認書 ^{※2}

※1 マイナ保険証：被保険者証として利用登録をしたマイナンバーカード
※2 主な記載事項：氏名・被保険者番号・保険者名・負担割合・発効期日など

■被保険者証廃止（改正）の具体的な内容

Q1 具体的には何が廃止になりますか？

A1 現行の被保険者証（短期被保険者証を含む）と限度額適用認定証（略称：限度証）、限度額適用・標準負担額減額認定証（略称：減額証）を廃止します。

Q2 廃止後の受診方法はようになりますか？

A2 受診時に必要なものは下記のとおりです。

対象の方	受診時に必要なもの
マイナ保険証をお持ちの方	●マイナンバーカード ●マイナポータルを閲覧できるスマホなど ●資格情報のお知らせ ※マイナポータルをご提示できない場合は、「資格情報のお知らせ」をご提示ください。
マイナンバーカードまたは マイナ保険証をお持ちでない方	●資格確認書

■令和6年度に交付するもの 【フローチャート】

令和6年8月1日^{※1}から令和6年12月1日まで

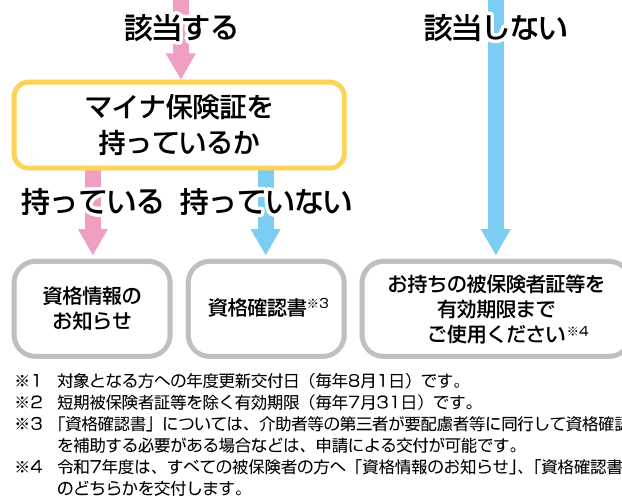
現行の被保険者証を交付します。
有効期限（最長：令和7年7月31日^{※2}）までご使用できます。

令和6年12月2日以降

下記①～③のいずれかに該当するか

- ① 新たに資格取得（年齢到達・転入など）となる
- ② 被保険者証等[※]の紛失等により再交付が必要となる
- ③ 被保険者証等[※]の記載事項（住所・負担割合など）が変更となる

※被保険者証等…被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書



※1 対象となる方への年度更新交付日（毎年8月1日）です。
※2 短期被保険者証等を除く有効期限（毎年7月31日）です。
※3 「資格確認書」については、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合などは、申請による交付が可能です。
※4 令和7年度は、すべての被保険者の方へ「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」のどちらかを交付します。

被保険者証廃止に関するくわしい情報は
下記ホームページをご覧ください

厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について 🔍